

一般財団法人日本財団電話リレーサービスにおいて新たに開始する「文字表示電話サービス」について、総務省からの依頼を受け、周知するものです。

事務連絡
令和7年1月8日

各都道府県教育委員会特別支援教育主管課
各指定都市教育委員会特別支援教育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く国立大学法人事務局
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校主管課

御中

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

文字表示電話サービスの開始等について（周知）

この度、令和7年1月23日より、一般財団法人日本財団電話リレーサービスにおいて「文字表示電話サービス」（サービス名：ヨメテル）が新たに開始されることとなり、このことについて、電話リレーサービスの業務での利用の案内と併せて、総務省より別添1のとおり周知依頼がまいりましたので、お知らせします。

この「文字表示電話サービス」は、難聴や中途失聴などにより、自分の声で話すことはできるが、相手先の声が聞こえにくいことがある人を主な利用対象者とし、電話の際、利用者が自身の声で相手先に伝え、相手先の声を文字で読むことを可能にするサービスです。

本サービスは、聴覚障害者等の自立した日常生活及び社会生活の確保に寄与するものであり、さらに、緊急通報を利用できる重要な役割を担っていることから、聴覚障害のある児童生徒等が本サービスについて早い段階で認知することは重要と考えます。

については、各都道府県教育委員会におかれては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国立大学法人事務局におかれては附属学校に対して、本件について周知いただくようお願いいたします。

なお、学校の負担軽減の観点からも、聴覚障害の特別支援学校や、聴覚障害のある児童生徒が在籍する小・中・高等学校等、本件について関連があると判断される学校に限り周知するなど、御留意いただくようお願いいたします。

（添付資料）

別添1「文字表示電話サービスの開始等に関する周知広報について（令和6年12月19日付け通知）」

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課指導係
佐藤、有山、長内

TEL:03-6734-3716

E-mail: toku-sidou@mext.go.jp